

薬生発1002第3号  
平成27年10月2日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する  
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第354号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記



第1 改正要旨

1 改正の趣旨

今般、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認された物質について、新たに麻薬として指定するため、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号）を改正した。

2 改正の内容

次の4物質を新たに麻薬に指定した。

- ① 2-（4-クロロ-2，5-ジメトキシフェニル）-N-（2-メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類
- ② 3，4-ジクロロ-N- { [1-（ジメチルアミノ）シクロヘキシル]メチル } ベンズアミド及びその塩類

③ 2-(4-ブロモ-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類

④ 2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類

### 3 施行期日

公布の日（平成27年10月2日）から起算して30日を経過した日（平成27年11月1日）から施行する。

## 第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

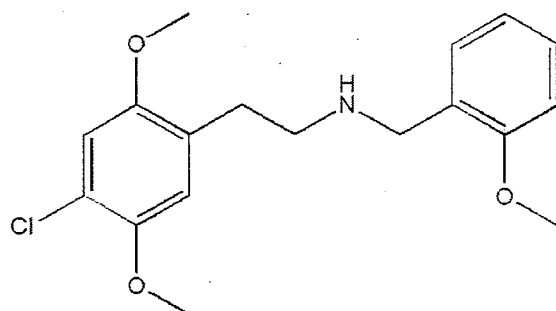
- 1 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 2 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、1と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 3 1及び2について、同法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。
- 4 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日前までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- 5 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

## 第3 物質の構造式等

- 1 化学名：2-(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25C-NBOMe、2C-C-NBOMe

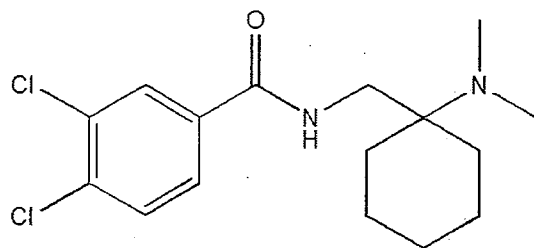
構造：



2 化学名：3,4-ジクロロ-N-[[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル]ベンズアミド

通称：AH-7921

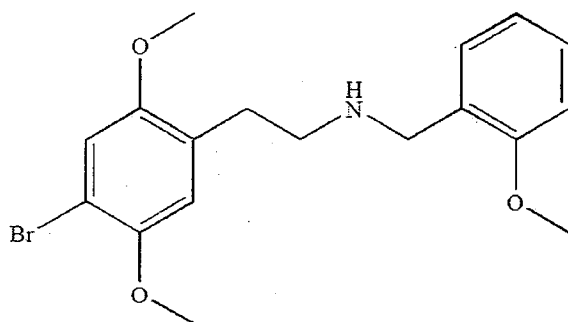
構造：



3 化学名：2-(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25B-NBOMe

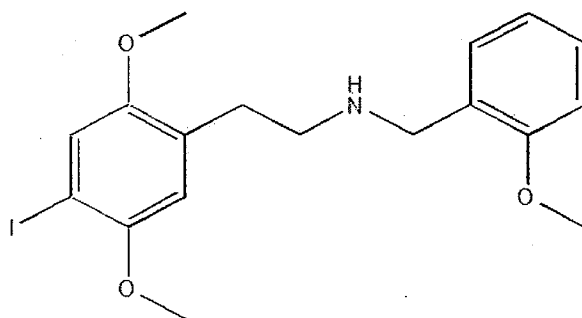
構造：



4 化学名：2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25I-NBOMe

構造：



# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（七八）

### 〔法律〕

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（三五四）

### 〔政令〕

○国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行期日を定める政令（三五五）

○国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（三五六）  
○旧外地特別会計の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金の処理等に関する政令（三五七）

### 〔省令〕

○司法試験法施行規則の一部を改正する省令（法務四七）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（文部科学三四）  
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（同三五）

### 〔告示〕

○保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（金融庁七三）  
○原戸籍の一部が滅失した件（法務四九八）  
○除籍の一部が滅失した件（同四九九、五〇〇）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号の規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五〇一）  
○ハルツーム州郊外保健サービス改善計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三三八）  
○食糧援助に関する日本国政府と二ジエル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三三九）  
○放射性医薬品基準の一部を改正する件（厚生労働四一六）  
○地すべり防止区域を指定する件（農林水産二一八八）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇三一）  
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇三二）  
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁七〇）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 内閣法制局 総務省 公害等調整委員会 最高裁判所

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

#### 官庁事項

登録実施機関の登録事項の変更について（近畿運輸局）

#### 労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

### 〔公告〕

#### 諸事項

#### 官庁

有権者申出方、国営土地改良事業計画（宇遠別川・今金北・十三湖・津軽北部二期・会津南部）、建設業の許可の取消処分関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係  
特殊法人等  
地震保険基準料率算定関係  
会社その他

二 三 元

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された 法令のあらまし

## ◇瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（法律第七八号）（環境省）

### 1 瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念の新設

(一) 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならないこととした。（第二条の第二項関係）

(二) 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されることとした。（第二条の第二項関係）

(三) 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によってこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じた行われなければならないこととした。（第二条の第三項関係）

(四) 基本計画の記載事項の拡充及び定期的な見直しを明確化

(五) 政府は、1の基本理念のつとめ、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水

産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(六) 政府は、瀬戸内海の環境の保全に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこととした。（第三条第二項関係）

(七) 府県計画の策定時における協議会の意見聴取等

(八) 関係府県知事は、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下「府県計画」という。）を定めようとするときは、府県計画が関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の美情に応じたものとなるようにするため、あらかじめ、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずることとした。（第四条第二項関係）

(九) 国による地方公共団体に対する援助

(十) 国は、地方公共団体による基本計画及び府県計画の達成に必要な措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めることとした。（第四条の第二項関係）

(十一) 自然海浜保全地区の指定

(十二) 関係府県が、干潟について自然海浜保全地区の指定をすることができるとを明らかにすることとした。（第二条の七第一号関係）

(十三) 漂流ごみ等の除去等

(十四) 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるように努めることとした。（第一六条の二関係）

(十五) 貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発等

(十六) 政府は、速やかに、貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努め、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとした。（第一八条関係）

### 2 生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等

(一) 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるように努めることとした。（第十九条の二関係）

(二) 水産動植物の繁殖地の保護及び整備等

(三) 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、生物の多様性の確保に配慮しつつ行う水産動物の種苗の放流その他の必要な措置を講ずるように努めることとした。（第十九条の三関係）

(四) 瀬戸内海の環境の調査

(五) 環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果を瀬戸内海環境保全特別措置法の適正な運用に活用することとした。（第九条の四関係）

(六) 施行期日、検討等

(七) 政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

(八) 政府は、(一)のほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律により改正した瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(九) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(十) この法律は、公布の日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三五四号）（厚生労働省）

1 次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（本則関係）

(一) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(二) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(三) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(四) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(五) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(六) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(七) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(八) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(九) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十一) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十二) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十三) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十四) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十五) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十六) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十七) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十八) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(十九) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

(二十) 二一（四）クロロニ・五（ジメトキシフェニル）

◇国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(一) 国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととして、この法律により改正した新法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(二) 政府は、(一)のほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律により改正した新法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(三) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(四) この法律は、公布の日から施行することとした。

### ◇国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(一) 国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととして、この法律により改正した新法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(二) 政府は、(一)のほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律により改正した新法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(三) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(四) この法律は、公布の日から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(一) 国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととして、この法律により改正した新法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(二) 政府は、(一)のほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律により改正した新法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(三) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(四) この法律は、公布の日から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(一) 国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととして、この法律により改正した新法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(二) 政府は、(一)のほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律により改正した新法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

(三) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(四) この法律は、公布の日から施行することとした。

第四条第一項中「関係府県知事は」の下に、「第二条の二の基本理念にのっとり、かつ」を加え、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、府県計画が関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるようにするため、あらかじめ、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。

第四条の二に次の一項を加える。

2 国は、地方公共団体による前項の措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めるものとする。

第十二条の七第一号中「砂浜」の下に、「干潟」を加える。

第十三条第一項中「第三第一項」を「第二条の二第一項」に改める。

第十四条中「汚染」を「水質」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「汚でい」を「汚泥」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(漂流ごみ等の除去等)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物(以下この条において「漂流ごみ等」という。)に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条中「赤潮」の下に「及び貧酸素水塊」を加え、「及びその」を「並びにそれら」に改める。

第三章第四節中第十九条の次に次の二条を加える。

(生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等)

第十九条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水産動植物の繁殖地の保護及び整備等)

第十九条の三 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、生物の多様性の確保に配慮しつつ行う水産動物の種苗の放流その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章中第二十条の前に次の一条を加える。

(瀬戸内海の環境の調査)

第十九条の四 環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

環境大臣 望月 義夫  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政 令

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政令第三百五十四号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九十六号を第百号とし、第九十五号を第九十八号とし、同号の次に次の一号を加える。  
九十九 二一(四一ヨード二・五一ジメトキシフェニル)ーNー(二一メトキシベンジル)エタ

ンアミン及びその塩類  
第一条中第九十四号を第九十七号とし、第六十七号から第九十三号までを三号ずつ繰り下げ、第六十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。  
六十九 二一(四一プロモ二・五一ジメトキシフェニル)ーNー(二一メトキシベンジル)エタ

ンアミン及びその塩類  
第一条中第六十五号を第六十七号とし、第二十二号から第六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。  
二十三 三・四一ジクロロNー(二一)ジメチルアミン)シクロヘキシル)メチル)ベンズアミ

ド及びその塩類  
第一条中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。  
十四 二一(四一クロロ二・五一ジメトキシフェニル)ーNー(二一メトキシベンジル)エタン

アミン及びその塩類  
附則  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎